

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に  
基づき措置すべき事項の公表について

■ 大学を含む全国の研究機関において公的研究費の不正使用が発覚したことを踏まえて、文部科学省は各研究機関に対し、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）を発出しました。しかし、その後も依然として不正事案は後を絶たないことから、同ガイドラインを2度にわたり改正（平成26年2月18日、令和3年2月1日）し、更なる不正防止への取り組みを求めています。

■ 宮崎大学においては、「宮崎大学研究者行動規範（平成27年4月23日決定）」の下に、関係規程等を制定する等、不正防止に真摯に取り組んでいます。更に、同ガイドラインに基づき、関係規程等を制定し、公的研究費の不正防止等に取り組めます。

関係規程等は、以下のとおりです。

- (1) 国立大学法人宮崎大学における公的研究費の適正管理に関する規程（以下、「管理規程」という）
- (2) 公的研究費の管理・監査体制図
- (3) 宮崎大学公的研究費不正防止計画推進室要項
- (4) 宮崎大学公的研究費不正防止計画
- (5) 国立大学法人宮崎大学における公的研究費の不正使用に係る取扱細則

これらの規程等については、本学ウェブページの宮崎大学規程集をご覧ください。

■ ガイドラインの要請に基づいて本学が措置する事項は、以下のとおりです。

**I 運営・管理に関わる者の責任と権限**

○最高管理責任者

【職 名】 学 長

【責任と権限】 宮崎大学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負います。

不正防止対策の基本方針として「管理規程」を策定・周知し、これを実施するために必要な措置を講じます。

以下の統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを執ります。

不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定の策定に当たり、役員会等において審議を主導し、議論を深めます。

様々な啓発活動を実施し、構成員の意識の向上と浸透を図ります。

○統括管理責任者

【職 名】 研究・企画担当理事

【責任と権限】 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について宮崎大学全体を統括する実質的な責任と権限を持ちます。

不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に「管理規程」に基づき、宮崎大学全体の具体的な対策を策定・実施、実施状況の確認を行い、実施状況を最高管理責任者に報告します。

#### ○コンプライアンス推進責任者

**【職名】** 教育学部長、教育学研究科長、地域資源創成学部長、地域資源創成学研究科長、医学部長、看護学研究科長、医学獣医学総合研究科長、附属病院長、工学教育研究部長、工学研究科長、農学部長、農学研究科長、農学工学総合研究科長、フロンティア科学総合研究センター長、産業動物防疫リサーチセンター長、GX研究センター長、学び・学生支援機構長、研究・産学地域連携推進機構長、国際連携機構長、IRセンター長、安全衛生保健センター長、情報基盤センター長、事務局長

**【責任と権限】** 各部局における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持ちます。

統括管理責任者の指示の下、各部局において次の事項を行い、その実施状況を統括管理責任者に報告します。

- ・対策の実施、実施状況の確認
- ・コンプライアンス教育の実施と、受講状況の管理監督
- ・定期的な啓発活動の実施
- ・構成員が適切に公的研究費の運営・執行をしているかのモニタリングと、改善指導

#### ○コンプライアンス推進副責任者

**【職名】** 教育学部各講座代表、地域資源創成学部研究担当副学部長、医学部研究担当副学部長、医学部附属病院副病院長（教育研究担当）、工学教育研究部各プログラム・センター長、農学部各学科長、農学部附属フィールド科学教育研究センター長、農学部附属動物病院長、農学部附属農業博物館長、各部局の課長又は事務長

**【責任と権限】** コンプライアンス推進責任者を補佐するとともに、自らの学科等（コンプライアンス推進責任者により明確に規定された責任の範囲）の公的研究費の運営・管理について、実質的な責任と権限を持ちます。

コンプライアンス推進責任者の指示の下、業務を行います。

#### ○監事

**【責任と権限】** 不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について、宮崎大学全体の観点から確認します。特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認します。

確認した事項を役員会等において定期的に報告し、意見を述べます。